

敦賀 鉄道と港の歴史キャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鉄道と港の歴史キャラクター（以下「歴史キャラクター」という。）の使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における歴史キャラクターとは、別紙1の欧亜国際連絡列車、敦賀赤レンガ倉庫、人道の港ムゼウム、敦賀市立博物館及び旧北陸道トンネル群それぞれのことをいう。

(歴史キャラクターの使用)

第3条 歴史キャラクターを使用するときは、あらかじめ使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、許可を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ非営利目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) 敦賀市及び敦賀市の指定する団体が使用するとき
- (2) 学校等が教育の目的で使用する時
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する時
- (4) その他、市長が適当と認めたとき

(使用許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、歴史キャラクターの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 敦賀市及び歴史キャラクター等の品位を傷つけるとき、又は傷つけるおそれがあると認められるとき
- (2) 敦賀市が行う事業及び関連する事業等の推進に支障をきたすおそれがあると認められるとき
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき
- (4) 特定の個人、法人、政党又は宗教団体の活動等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき
- (6) その他、市長が使用について不適当と認める時

2 前項の許可は歴史キャラクター使用許可通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用許可期間)

第5条 使用の期間は、許可を受けた日より次の3月31日とする。ただし、更新を妨げない。

(使用上の遵守事項)

第6条 歴史キャラクターの使用許可を受けた者は（以下「使用者」という。）は使用に際しては次の各号に定める事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 使用許可を受けた目的及び用途等にのみ使用すること。
- (2) 定められた色、形状等を改造してはならない。
- (3) 「敦賀 鉄道と港歴史キャラクター」との表記を付すこと。ただし、表記を付すことにより、使用に著しく支障をきたす場合など申請の際に表記を要しないことの確認を受けた場合はこの限りではない。
- (4) 商品等で使用する場合は年度ごとに使用状況報告書（様式第3号）を市長に提出すること。
- (5) 使用者は、これを譲渡、転貸等をしてはならない。
- (6) 物品等の完成品については、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

（申請内容の変更）

第7条 使用者が、申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ歴史キャラクター使用変更許可申請書（様式第4号）を市長に提出し、許可を受けるものとする。

2 市長は、前項の許可をする場合には、歴史キャラクター使用変更許可通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（権利の設定の禁止）

第8条 使用者は、意匠法（昭和34年法律第125号）第6条及び商標法（昭和34年法律第127号）第5条に基づく権利の設定を行ってはならない。

（使用許可の取消）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は歴史キャラクターの使用の許可を取り消すものとする。

- (1) 第4条第1項又は第6条の規定に違反していると認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたと認められるとき
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき

2 第1項の規定により許可を取り消された者は、直ちに使用を中止し、当該許可により作成された物品等も使用してはならない。

3 市長は使用許可を取消されたことにより使用者に生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（損害賠償）

第10条 使用者は、歴史キャラクターの使用等によって、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。